

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成25年9月5日

国土交通省自動車交通局貨物課長 殿

g_TPB_KMT@mlit.go.jp

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

弁護士 藍原義章

住 所 東京都立川市曙町1-25-12

オリンピック曙町ビル7階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2項第3項「特定貨物自動車運送事業」に該当し、同法35条1項により、国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

現在、下請会社I社は、発注者であるメーカーM社の下請けで、部品メーカーから、M社に納品される部品を下請会社I社が管理している倉庫（なお、M社の工場の敷地内にある倉庫をM社から賃借している。）に納品してもらい、M社から部品出庫の依頼があれば、M社の組み立て作業をしているエリアまで、下請会社I社が部品を台車等で運び（車両は使用せず。）、M社に引き渡して

いる。

ところが、扱う部品が増えたことから、M社の工場の敷地内の倉庫では、部品を保管しきれないことになり、下請会社I社は、既存の倉庫の他に、新たに、M社の工場の敷地外にあるM社の倉庫を借り、工場の敷地内のある倉庫に納品された部品の一部を工場の敷地外にある倉庫に、車両で運送して、保管しようと計画している。なお、工場の敷地外にある倉庫の部品をM社へ引き渡す方法は、部品を一旦、車両を用いて工場の敷地内の倉庫に運搬し、その後は、従前とおり、台車等で（車両は使用せず。）、M社の敷地内の組み立て作業をしているエリアで引渡を行うことになる。

また、工場の敷地内にある倉庫に納品された部品を、工場の敷地内の倉庫で保管するのか、敷地外の倉庫で保管するのかの選択権は、下請会社I社にあり、M社の指示によって定めるものではない。そのため、どの部品を倉庫間で、運送するかは下請会社I社が決めることになる。

費用については、部品を外部倉庫と手狭な既存の倉庫に効率的に保管することができるため、運搬は伴うものの、効率改善が期待でき、下請会社I社は、M社から運搬費等を徴収せず、さらに、部品1つあたりの保管単価の値上げも予定していない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

貨物自動車運送事業法第2項第3項「特定貨物自動車運送事業」に該当せず、同法35条1項の国土交通大臣の許可を受ける必要はない、

(2) 根拠

まず、自動車交通局貨物課長の平成22年5月6日公認会計小林浩一宛の「法令適用事前確認手続 回答書」によると、「貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、

当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。」としている。

そして、運輸省貨物流通局陸上貨物課 監修「逐条問答貨物自動車運送事業法の運用」（第一法規、1991）9頁では、クリーニング店が利用者への配達をサービスで行う行為は、経営する事業に附属するものとし、附帯サービスが充実している引っ越しサービス事業については、貨物移動以外の附帯サービスが多く存在しているとしても、目的が貨物の移動であることは社会通念上明らかであるとしている、としている。

このクリーニング店、引っ越しサービスの例と比較すると、本件では、下請会社I社が、自己の部品保管請負業の一環として、工場の敷地外にある倉庫と工場の敷地内の倉庫との間で部品を運送することとなっている。工場の敷地外にある倉庫にM社の部品が一部置かれることとなったのは、工場の敷地内の倉庫のスペースが不足したためであり、工場の敷地外にある倉庫での部品保管は工場の敷地内の倉庫における従前の下請け業者の保管業務の延長に過ぎない。クリーニング店の例が事業に附属していると評価し得るなら、本件における倉庫間の部品の運送は、事業そのもの、少なくとも事業に附属していると評価し得る。

したがって、この運送は、明らかに下請会社I社の部品保管請負業に附属するものであって、貨物の移動を目的として独立に行われるものとはいえない。

よって、本件では貨物自動車運送事業法2条3項の「特定の者の需要に応じ」との要件を満たさず、下請会社I社の部品運搬行為は特定貨物自動車運送事業にあたらぬ。

次に、貨物自動車運送事業法第2項第3項は、「有償」で行われる必要がある。運輸省貨物流通局陸上貨物課 監修「逐条問答貨物自動車運送事業法の運用」（第一法規、1991）9頁によると、「有償で」とは、運送の対価として財物を収受することをいい、名目の如何を問わず、直接的又は間接的であるかを問わず、あるいは金銭又はその他の財物であるかを問わない。また、給付と反対給付との間に必ずしも均衡が取れている必要もない、とされている。

本件では、元々、部品の入在庫・保管業務（具体的には、部品の受取・棚入れ・保管・棚出し、組立エリアへの引渡等）自体は有償で請け負っている。しかし、業務量の増加はあるものの、効率化により、保管単価の値上も予定しておらず、運送の費用も徴収しないため、倉庫間部品輸送自体は無償で行うこととなっている。

したがって、この「有償」の要件にも該当しない。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望する

5. 連絡先

東京都立川市曙町1-25-12オリンピック曙町ビル7階

電 話 042-512-9737

FAX 042-512-9738

以上